

憲法院二〇〇八年二月二一日裁決第二〇〇八-五六二 号(保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の 宣告に関する二〇〇八年二月二五日の法律第二〇〇 八-一七四号)

フランス刑事制裁研究会(訳)

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

相澤, 育郎
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程

徳永, 元
九州大学大学院法学府 : 博士前期課程

<https://doi.org/10.15017/25412>

出版情報 : 法政研究. 79 (1/2), pp.121-135, 2012-10-16. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

憲法院二〇〇八年二月二日裁決第二〇〇八・一五六二号

(保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に
関する二〇〇八年二月二五日の法律第二〇〇八・一七四号)

裁決

はしがき

フランス刑事制裁研究会(訳)

はしがき

憲法院二〇〇八年二月二日裁決第二〇〇八・一五六二号

前文

保安監置及び保安監視について

一七八九年人權宣言第八條違反に基づく付託理由に關して

一七八九年人權宣言第九條及び憲法第六六條違反に基づく

付託理由に關して

整合性に關して

必要性に關して

均衡性に關して

精神障害を理由とする刑事無答責について

第三條に關して

第四條に關して

無期懲役で有罪判決を受けた者の仮釈放について

本資料は、保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に關する二〇〇八年二月二五日の法律第二〇〇八

一七四号をめぐる「憲法院二〇〇八年二月二日裁決第二〇〇八・一五六二号」⁽¹⁾を訳出したものである。翻訳に当たっては、井上宜裕(九州大学大学院法学研究准教授)

(前文、p. 1-10, 13)、相澤育郎(九州大学大学院法学府博士後期課程)(p. 13, p. 23)、及び、徳永元(九州大学大学院法学府博士前期課程)(p. 24, p. 33, 裁決)が分担し、

井上が中心となり、訳語や表現の統一を行った。

本裁決の対象である、「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に關する二〇〇八年二月二五日の法律」⁽²⁾は、一方で、新たな保安処分として保安監置及び保安監視を導入し、他方で、触法精神障害者に対する刑事裁判所による強制入院命令を可能にする。

保安監置は、「累犯の非常に高い蓋然性によって特徴づけられる特別な危険性」を根拠に、刑の終了後、対象者を

社会的医療的司法的保安センターに収容するものであり、保安監視は、同様の危険性を根拠に、移動型電子監視を含む義務を、司法監視または社会内司法監督の制限を超えて課すことを可能にするものである。いずれも、更新回数に制限はない。

このように、本法はきわめて保安的色彩の強い、人権侵害的内容を多く含んでおり、それ故、以下の付託理由に見られるように、多岐にわたってその問題点が指摘されている。

また、本判決で注目すべきは、憲法院が保安監置について、遡及適用を否定した点である。従来、憲法院は、刑罰及び刑罰的性質を有する制裁については、遡及適用を否定してきた。ところが、本判決では、保安監置は刑罰でも刑罰的性質を有する制裁でもないしながら、個人の自由に対する重大な侵害を構成するので遡及適用しえないとされ、保安監置の即時適用に関する規定の憲法適合性が否定されている。これに対して、保安監視は遡及適用可能とされている点も看過されてはならない。

これらの点は、わが国で、保安処分導入の是非、刑罰と保安処分との関係、及び、刑罰法規不遡及の原則をはじめとする罪刑法定主義の内実を検討する際に大いなる示唆を

もたらすであろう。

ちなみに、憲法院が保安監置の遡及適用を否定したにもかかわらず、本法には保安監置の即時適用が可能となる場合が含まれている点には注意を要する。以前から指摘されていたように、保安監視は、司法監視または社会内司法監督に付されている者も対象としており、保安監視には遡及適用の禁止がかからないため、保安監視に付された者が保安監視上の義務に違反した場合、保安監置が可能となる。既に、最初の保安監置対象者は、保安監視上の義務違反を理由に、二〇一一年一二月末頃から二〇一二年二月にかけて、Friesesの保安監置センターに収容されていたようである。⁽⁴⁾

この点は、今後、本法の憲法適合性及び条約適合性を検討する際に非常に重要な位置を占めると思われるが、わが国で刑事立法のあり方を考える場合にも参考になるように思われる。

以下、本判決を翻訳して紹介する。

(井上宜裕)

憲法院二〇〇八年二月二日裁決第二〇〇八-五六二号

保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する二〇〇八年二月二五日の法律第二〇〇八-一七四号

NOR : CSCL0811283S

付託申請議員名〔略〕

憲法院は、

憲法典、

憲法院組織法に係る修正された一九五八年一月七日のオルドナンス第五八一-〇六七号、

刑法典、

刑事訴訟法典、

公衆衛生法典、

情報処理、ファイル及び自由に関する修正された一九七八

年一月六日の法律第七八一-一七号、

二〇〇八年二月一四日に登録された政府見解に鑑み、

報告者の聴取を経た上で、

以下の諸点に鑑み、裁決する。

一、申請者の国民議會議員及び上院議員は、保安監置及び精神障害を理由とする無答責の宣告に関する法律を憲法院に付託する。彼らは、とりわけ、本法第一条、第三条及び第一三条の憲法適合性に異論を唱える。その他、国民議會議員は、本法第一二条の規定、上院議員は本法第四条の規定をそれぞれ論難する。

— 保安監置及び保安監視について

二、付託された法律の第一条のIは、「性的犯罪に適用可能な手続及び未成年被害者の保護」と題する刑事訴訟法第四部第一九編に、刑事訴訟法第七〇六-五三一-三条ないし第七〇六-五三一-二一条で構成される「保安監置及び保安監視」と題する第三章を挿入する。これらの規定は、未成年者を被害者とする、謀殺もしくは故殺、拷問もしくは野蠻行為、強姦、略取、または、監禁の重罪につき、成人を被害者とする場合は、重罪が一定の刑罰加重事情を伴って実行されるという条件の下、一五年以上の懲役刑の執行後、保安監置または保安監視に付されうる者の条件を規定する。

三、刑事訴訟法第七〇六-五三一-三条第四項は、「保安監

置とは、対象者の社会的医療的司法的保安センターへの収容であり、そこでは、対象者に、この措置の終了を可能にするための医療的、社会的、心理的ケアが常時提供される」とする。保安監置が宣告されるのは、上記重罪で対象者に有罪宣告をした重罪法院が、刑の終了時に場合によってはありうる保安監置のために対象者の状況の再調査を明記した場合で、この対象者が「人格の重大な障害を被っているために、累犯の非常に高い蓋然性によって特徴づけられる特別な危険性」を呈している場合で、かつ、いかなる他の予防措置も上記重罪の再犯を予防するのに不十分と思量される場合に限られる。第七〇

六―五三―一四条は、「第七〇六―五三―一三条に挙げられた人の状況は、釈放のために定められた期日の遅くとも一年前に、その者の危険性を評価するため、第七六三―一〇条によって定められた保安処分学際的委員会によって調査される。―このため、委員会は、少なくとも六週間、被収容者の観察の任務を負った専門の部に対象者を収容するよう請求する。そこでは、二人の鑑定人によって実施される医学鑑定とともに、危険の学際的評価を行うものとする」と定める。この委員会が理由を付した意見によって保安監置を提案しうるのは、委員会がこ

れらの条件が充足されると考える場合のみである。

四、付託された法律に基づく、刑事訴訟法第七三―三七条、第七三―三八条及び第七六―三―八条によれば、対象者を保安監視に付すということは、司法監視措置または社会内司法監督について定められた期間を越えて、これらいずれかの措置の資格で対象者に課される義務の全部または一部、とりわけ、移動型電子監視を延長するということである。刑事訴訟法第七三―三七条によれば、この措置は、危険性の持続を証明する医学鑑定の後、「性犯罪者または暴力犯罪者全国司法データベースへの登録から生じる義務では第七〇六―五三―一三条で挙げられた重罪の実行を予防するのに十分でない」場合で、かつ、この措置が「実行される蓋然性が高いこれらの犯罪を予防する唯一の手段を構成する」場合にしか宣告されえない。同法第七〇六―五三―一九条に従えば、保安監視は、対象者が第七〇六―五三―一三条に挙げられた犯罪を実行する危険性を呈しているにもかかわらず、保安監置が延長されないか、または、これが終了する場合にも命じられうる。

五、付託された法律の第二三条のIは、二〇〇八年九月一日時点で、懲役刑に服している一定の者が、一方で、司法監視、社会内司法監督、または、保安監視の枠内で、移動型電子監視の制度の下、居住指定の義務に服し、他方で、例外的に、保安監置に付されうる条件を編成する。同条のIIは、保安監視及び保安監置が、本法の公布前になされた行為につき本法の公布後に有罪宣告を受けた者に適用できる旨規定する。同条のIIIは、保安監視に関する規定を本法の公布後直ちに適用可能とし、保安監視から生じる義務違反の場合、保安監置を可能とする。

六、付託申請者によれば、保安監置が、刑事手続の終了時に、当初宣告された刑罰の執行を越えて、特に重大な重罪を犯した者の自由剝奪を延長するために、裁判所によって命じられるものである以上、保安監置は、刑罰的制裁の性格を呈する補足的刑罰 (complément de peine) を構成することになる。保安監置は、一七八九年の人間と市民の権利の宣言第八条及び第九条から生じる憲法的原理の総体を無視してであろう。保安監置は、それが「明確に特定されていない何らかの犯罪に制裁を科すものであり」、また、それ自体時間的に限定が

ない以上、罪刑法定原則に抵触してであろう。「一九九八年六月一七日の法律によって制定された社会内司法監督、または、二〇〇五年一月一二日の法律によって制定された司法監視のような選択肢が存在する」限りにおいて、保安監置は、刑罰の必要性の原理に反するであろう。既に刑を執行された者に対して、その者が場合に よっては実行するかもしれない再犯行為を理由に命じる自由剝奪は、同時に、無罪の推定を受ける権利、既判力及び、一事不再理の原理に抵触してであろう。再犯の蓋然性に従って際限なく更新されうる、「いかなる予見可能な期限もない」この拘禁は、明らかに不均衡であろう。危険性の評価は、重大な自由剝奪を正当化するにはあまりにも不正確かつ不精確であろう。監置は、結局、憲法第六六条によって禁止される恣意的拘禁、及び、人間の尊厳の保護に対する侵害を構成してであろう。最後に、本法の審署 (promulgation) 前に行われた行為について有罪宣告を受けた者に本法を適用することは、より重い刑罰法規の不遑及原理に抵触してであろう。

七、国民議会議員の付託申請者は、さらに、保安監置が非刑罰的措置とみなされたとしても、保安監置は、個人の

自由、私的自由または私生活の尊重にもたらされる制限に関する不必要な厳格さを禁じる一七八九年の人権宣言第四条及び第九条に違反するであろうと主張する。無罪推定の尊重の原理は、この措置の実施を取り巻く手続的保障がいかなるものであっても、ある者が有責性の証明なく自らの自由を奪われることを禁じていよう。

一七八九年人権宣言第八条違反に基づく付託理由に関して

八、一七八九年の人権宣言第八条は、「法律は、厳格かつ明確に必要な刑罰しか制定してはならず、何人も犯罪以前に制定され、公布され、かつ、合法的に適用される法律によってしか処罰されえない」とする。従って、これらの原理は、刑罰及び刑罰的性格を有する制裁にしか適用されえない。

九、本法の発効後に有罪宣告を受けた者に対して、保安監置が命じられうるのは、重罪法院が有罪判決において明文でもって、その者が刑の終了時に、場合によってはありうるそのような措置のために有罪判決を受けた対象者の状況の再調査を規定した場合のみであるとしても、法

院の決定は保安監置を宣告するものではなく、刑の終了時にその他の要件が充足される場合に、この措置を可能にするものである。監置は、刑の宣告時に重罪法院によって決定されるのではなく、刑の満了時に、保安監置地方裁判所によって決定される。監置は、重罪法院によって有罪宣告を受けた者の有責性に基づくのではなく、地方裁判所によってその判決時に評価される対象者の特別な危険性に基づいている。監置は、有罪宣告を受けた者による刑罰の完遂後にのみ実施される。監置は、人格の重大な障害を被っている者による再犯を回避し、予防することを目的とする。かくして、保安監置は、刑罰ではなく、刑罰的性格を有する制裁でもない。保安監視は、より一層そういえる。従って、一七八九年の人権宣言第八条違反から導かれる非難は、失当である。

一〇、しかしながら、保安監置は、その自由剝奪的性質、この剝奪の期間、その制限なく更新可能な性格、及び、それが裁判所による有罪宣告の後に宣告される点に鑑み、本法の公布前に有罪宣告を受けた者、または、この日より前に行った行為につき、この日以後に有罪判決の対象となる者には適用されえないであろう。従って、付託さ

れた法律の第一三条の I 第二項ないし第七項、同条の II、⁽⁵⁾従って、同条の IV は、憲法違反と宣告されなければならぬ。⁽⁶⁾

一七八九年人権宣言第九條及び憲法第六六條違反に基づく付託理由に關して

一一、一七八九年の人権宣言第九條は、「何人も有責であると宣告されるまでは無罪が推定され、逮捕が不可欠であると判断される場合であつても、身柄を確保するのに必要でない厳格さは全て、厳に法律によつて抑止されなければならぬ」とする。憲法第六六條は、「何人も恣意的に拘禁されない。―司法官憲は、個人の自由の擁護者であり、法律によつて定められた条件において、この原理の尊重を保障する」と規定する。

一二、保安監置及び保安監視は、刑罰的措置 (mesures repressives) ではない。従つて、無罪推定違反から導かれる非難は、失当である。

(井上宜裕)

一三、保安監置及び保安監視は、一七八九年の人権宣言第九條及び憲法第六六條に由来する、個人の自由は不必要な厳格さによつて制限されえないという原則を尊重しなければならぬ。従つて、一方では、憲法的な価値をもつた権利及び原則の保護に不可欠な公共の秩序に対する侵害の予防と、他方では、憲法によつて保障される諸自由の行使との調整を図るのが、立法者の役割である。

一七八九年人権宣言の第二條及び第四條によつて保護される移動の自由及び私生活の尊重ならびに憲法第六六條が司法機關に委ねている個人の自由の保護は、それら諸自由の一つに数えられる。これら諸自由の行使に対してもたらされる侵害は、追求される予防目的に対して、整合的、必要かつ均衡したものでなければならぬ。

整合性に關して

一四、刑事訴訟法第七〇六-五三-一三條第四項によれば、対象者の社会的医療的司法的保安センターへの收容は、継続的な方法でその者に提供される医療的、社会的及び心理学的ケアによつて、当該処分を終了を可能にすることを目的としている。従つて、保安監置は、人格に深刻

な障害を被っているが故に、累犯の非常に高い蓋然性によって特徴づけられる特別な危険性を示す者のためのものである。監置から生じる自由の完全な剝奪に鑑み、当該処分の適用範囲の限界は、そうした人格上の障害の存在と整合していなければならない。

一五、第一に、刑事訴訟法第七〇六―五三―一三条によれば、「未成年者を被害者とする、謀殺または故殺、拷問または野蛮行為、強姦、略取または監禁の重罪につき一五年以上の懲役刑で有罪宣告を受けた」者しか、保安監置処分の対象となりえない。当該条文は、さらに「刑法第二二―一―二条、第二二―一―三条、第二二―一―四條、第二二―一―二―二条、第二二―一―三条、第二二―一―四條、第二二―一―五條、第二二―一―六條、第二二―一―二―四條、第二二―一―二―五條、第二二―一―二―六條、第二二―一―二―二條、第二二―一―三條及び第二二―一―四―一―二条に規定される、成人を被害者とする、謀殺または加重的故殺、加重的拷問または加重的野蛮行為、加重的強姦、加重的略取または加重的監禁の場合にも同様」と規定している。対象犯罪の程度の深刻さと重罪法院によって宣告される刑の重大性に鑑み、保安監置の適用範囲は、その目的性と整合しているように思われ

る。

一六、第二に、刑事訴訟法第七〇六―五三―一四條の最初の二項によれば、「第七〇六―五三―一三条に挙げられた人の状況は、釈放のために定められた期日の遅くとも一年前に、その者の危険性を評価するため、第七六三―一〇条によって定められた保安処分学際的委員会によって調査される。―このため、委員会は、少なくとも六週間、被收容者の觀察の任務を負った専門の部に対象者を收容するように請求する。ここでは、二人の鑑定人によって実施される医学鑑定とともに、危険性の学際的評価を行うものとする」。これらの規定は、人格上の深刻な障害を被っているが故に著しく危険な者のみに保安監置を適用するための十分な保証となる。

必要性に関して

一七、第一に、保安監置が個人の自由にもたらす侵害の重大さに鑑み、保安監置が必要な措置となりうるのは、その自由に対する侵害がより少ないいかなる措置も、身体の完全性への深刻な侵害をもたらす行為の遂行を十分に

予防しえない場合に限られる。

一八、刑事訴訟法第七〇六・五三・一三条及び第七〇六・五三・一四条の適用によって、保安監置が「例外的に」決定されうるのは、著しく重大な行為によって長期の刑を言渡された者に対して、重罪法院がその有罪判決中に明文でもって、その者が刑終了時に場合によってはありうる保安監置のために再調査の対象となりうる旨を規定した場合に限られる。当該人物の危険性は、刑の終了時に二人の鑑定人によって実施される医学鑑定を伴う危険性の学際的評価によって、評定される。刑事訴訟法第七〇六・五三・一四条によれば、保安監置が決定されうるのは、これを提案する保安監置学際的委員会及びこれを決定する保安監置地方裁判所が、「性的または暴力的犯罪者全国データベースへの登録から生じる義務及び社会内司法監督または司法監視の枠内で宣告されうる治療命令または移動型電子監視から生じる義務が、第七〇六・五三・一三条に挙げられた犯罪の実行を予防するのに不十分であり」、かつ、「当該監置がその蓋然性がきわめて高い犯罪行為の実行を予防する唯一の手段を構成する」と思料する場合に限られる。これらの規定は、保安監置地方裁判

所が保安監置処分を命令しうるのは厳格な必要性がある場合に限られることを保証している。

一九、第二に、有罪を宣告された者に、医療的、社会的及び心理的ケアを受けさせるために、社会的医療的司法的保安センターにおいて、その刑の満了時点を超えて監置することは、必要に厳格でなければならぬ。これは、当該被有罪宣告者が、その刑の執行中、自らの危険性を低減させるための治療やケアを受けることが可能であったが、本人の状態が原因であれ、その治療の拒否が原因であれ、それらが満足のいく結果をもたらすことができなかつた場合でも、同様である。

二〇、付託された法の第一条のIIIは、刑事訴訟法に第七一七・一A条を挿入する。当該条文は、終局有罪判決から一年以内に、前記の条件のもとで有罪宣告を受けた者は、少なくとも六週間、社会的及び保健衛生的ケアの態様を決定すること、ならびに、必要であれば精神医学的治療を伴う「個別化された刑の執行の過程」を決定すること、を可能にする専門の部に留置されると規定する。同法第一条のVは、刑事訴訟法第七一七・一条を以下の条項に

よって補足する。即ち、「第七〇六・五三・一三条の措置に服する可能性がある被有罪宣告者の釈放のために定められた期日の二年前に、その者は、刑罰適用判事によって召喚される。そこで、被有罪宣告者は、本条第二項及び第三項の適用によって提案されえた適切な医療及び心理学的調査の実施を正当化する。この調査を検討した上で、刑罰適用判事は、必要があれば、その者に対して特別の行刑施設において治療を受けることを提案する」。

第七〇六・五三・一四条によれば「第七〇六・五三・一三条で挙げられた者の状況は、釈放のために定められた期日の遅くとも一年前に、保安処分学際的委員会によって調査される。このために、委員会は、少なくとも六週間、被收容者の観察の任務を負った専門の部に対象者を收容するよう請求する。ここでは、二人の鑑定人によって実施された医学鑑定とともに、危険性の学際的評価を行うものとする」。

二一、これらの規定の遵守は、保安監置が刑の執行中の治療やケアによっては避けられえなかったことを保証する。これ以降、有罪宣告を受けた者が、その刑の執行中、自らの被っている人格の障害に適した治療及びケアを実質

的に受けることができる状態にあつたのかを調査する役割を担うのは、保安監置地方裁判所である。こうした留保の下、付託された法の公布以後に有罪判決を宣告された者に対して適用されうる保安監置は、追求される目的に対して必要なものである。

均衡性に関して

二二、保安監置は、保安処分学際的委員会の肯定的意見に基づいて、控訴院の三名の裁判官によって構成される裁判所によってしか言渡されえない。保安監置は、対審かつ、被有罪宣告者が要求すれば、公開での審理を経て決定される。被有罪宣告者は、私選弁護人またはこれがない場合には職権指名弁護人の補佐を受ける。保安監置の終局決定から三か月経過後、保安監置対象者は、この処分を終了させる旨請求することができる。さらに、保安監置地方裁判所が三か月以内に請求について決定を下さなかつた場合、監置は、自動的に終了する。保安監置地方裁判所の決定は、保安監置中央裁判所へ上訴されうるものであり、保安監置中央裁判所の決定は、破棄申立ての対象となりうる。最後に、刑事訴訟法第七〇六・五三

一八条によれば、「保安監置地方裁判所は：…によって定められた条件がもはや充足されない場合、直ちに保安監置が終了する旨、職権で命令する」。この規定からは、司法機関は、法的または事実的狀況がこれを正当化する場合、自らまたは被監置者の請求に応じて、監置継続の延長を常に中断する可能性を有していることが分かる。それ故に、立法者は、保安監置の措置手続に固有の保証を伴わせている。これは、一方で、憲法六六条が司法機関に委ねる個人の自由の保護と、他方で、追求される再犯予防という目的との、立法者に課せられる調整を確実に行うものである。

二三、刑事訴訟法第七〇六-五三一-六条の適用によって、保安監置の決定は、一年間につき有効であるが、保安処分学際的委員会の肯定的意見の後、第七〇六-五三一-五-四条によって定められた態様に従って、第七〇六-五三一-五-四条によって定められた条件が充足される限りで、同一の期間につき更新されうる。刑事訴訟法第七二三-三七-条の最後から二番目の項によれば、同様に、保安監視の措置も、同一の期間につき更新されうる。更新の回数には、制限されない。これらの規定からは、処分の更新が行わ

れるのは、更新の時点で、場合によってはありうる処分の延長のために実施される学際的な評価または医学鑑定の場合に応じて検討し、これが刑事訴訟法第七〇六-五三一-三条で挙げられる重罪の実行を予防する唯一の手段である場合に限り得ることが分かる。かくして、処分が厳格にその必要な性格を保持するために、立法者は、対象者が提供される治療に継続的に服するがために、個人の変化が定期的な考慮に入れられることを望んだ。それ故、期間の制限のない処分の更新が均衡を失うという点から導かれる付託理由は、斥けられなければならない。

(相澤育郎)

—精神障害を理由とする刑事無答責について

二四、付託された法律の第三条は、刑事訴訟法第七〇六-一九条ないし第七〇六-一四〇条で構成される「精神障害を理由とする刑事手続き及び刑事無答責の決定」と題する第二八編を刑事訴訟法に挿入する。これらの条文は三つの主題に分けられる。即ち、第一に、予審判事及び予審部において適用される規定に関するもの、第二に、

軽罪裁判所及び重罪法院において適用される規定に関するもの、第三に、精神障害を理由とする刑事無答責が宣告された場合に命令されうる保安処分に関するものである。第四条は、いくつかの刑事訴訟法の規定と、精神障害を理由とする刑事無答責の宣告の創設とを調整する。

第三条に関して

二五、付託申請者は、第三条の規定が、防御権、従って、公平な手続を受ける権利を否定するものであると申し立てる。この点について付託申請者が批判するのは、事件を付託された予審部によって、非難が向けられている行為を犯したという十分な嫌疑存在ということと、その者が刑事無答責であるということが同時に宣告されるということである。従って、この手続きには予審と裁判との混同があり、このことは当事者の無罪推定に侵害をもたらすと批判する。また、このことに関連して、場合によっては存在しうる共同正犯者の防御権、とりわけその無罪推定の尊重に対して侵害をもたらす結果となりかねないとする。最後に、犯罪と刑罰の必要性の原理に反するものとして、刑事無答責を宣告された者による保

安処分の不遵守を処罰する犯罪の創設を批判する。

二六、一方で、刑事訴訟法第七〇六一二五条によれば、精神障害を理由とする刑事無答責についての審問を行った後で、予審部が、予審対象者に対して十分な嫌疑があり、かつ、この者が刑法第一二二一条に該当すると思料する場合には、この予審部は、彼に非難が向けられている行為を犯したということを宣告するための権限も、この者の民事責任について裁定を下すための権限も持たない。従って、援用される付託理由は根拠を欠く。

二七、他方で、刑事無答責を宣告された者に対して命令される保安処分の不遵守を処罰する刑事訴訟法第七〇六一三九条の規定は、精神ないし心理状態を理由とする刑事無答責は行為の時点で評価されるとする、刑法第一二二一条の規定に違背するものではない。それ故、第七〇六一三九条に規定される犯罪は、保安処分から生じる義務を遵守しなかった時点で、自己の行為につき刑法上の責任があった者に関してのみ、適用される資格がある。従って、犯罪と刑罰の必要性の原理に対する侵害から導かれる付託理由は斥けられなければならない。

第四条に關して

二八、付託された法律の第四条のVIIIは、刑事訴訟法第七六八条を補完するものであり、精神障害を理由として言渡される刑事無答責の決定を犯罪者全国司法データベースに登録することを定めている。そのXは、刑事訴訟法第七七五条を補完するものであり、新第七〇六一三六条により規定される保安処分が言渡され、かつこの禁止が有効な間を除き、この決定は前科簿第二号票 (le bulletin N° 2 du casier judiciaire) には登録しないことを定めている。

二九、付託申請者によると、上述の規定は、一九七八年一月六日の法律により表明された、必要性の原理及び均衡性の原理に抵触するものであり、私生活の尊重に対する権利の法的保障の侵害をもたらす。

三〇、私生活の尊重と他の憲法的要請、とりわけ公の秩序の保護と結びつけられる要請との調整を保障するのは、立法者の義務である。

三一、精神障害を理由とする刑事無答責の宣告の決定は、

制裁の性格を帯びるものではない。刑事訴訟法第七〇六一三六条に規定されるいかなる保安処分も言渡されなかった場合、この情報は、後の訴訟に際して場合によっては訴追されるかもしれない者の刑事責任の評価にとって、法律上必要とはされえない。従って、前科簿の合目的性に鑑みると、この調査は、一七八九年人権宣言の第二条に含まれる私生活の保護に対する不要な侵害をもたらさない限りで、刑事訴訟法新第七〇六一三六条に規定される保安処分が言い渡され、かつこの禁止が有効な間しか、前科簿第一号票 (le bulletin N° 1 du casier judiciaire) に登録されることができない。この留保の下では、これらの規定が憲法に抵触するとはいえない。

—無期懲役で有罪判決を受けた者の仮釈放について

三二、付託された法律の第一二条は、「無期懲役で有罪判決を受けた者は、第七〇六五三二一四条第二項により規定される条件の下、保安処分学際的委員会の肯定的な意見 (avis favorable) をえた後でしか、仮釈放を受けることができない」と規定する一項によって刑事訴訟法第

七二九条を補充する。付託請求を行う下院議員らによれば、これらの規定は司法権の独立という憲法上の原理に侵害をもたらすものである。

三三、憲法第六六条は、「何人も恣意的に拘禁されない。

—司法官憲は、個人の自由の擁護者であり、法律によって定められた条件において、この原理の尊重を保障する」と規定する。一七八九年人権宣言の第一六条及び憲法第六四条が保障しているのは、司法権の独立とその職務の特殊性であり、それは立法者、政府、及び、いかなる行政機関も侵すことが許されないものである。

三四、行刑裁判所の仮釈放付与権限を行政機関たる委員会の肯定的な意見にかからしめることによって、立法者は、権力分立の原理及び司法機関の独立の原理を無視した。

従って、付託された法律の第二二条にある「肯定的な (favorable)」という文言は憲法に抵触すると宣言する理由がある。

三五、憲法院としては、憲法適合性に関して職権で問題を提起するいかなる理由もなし。

憲法院は以下のように裁決する…

第一、—保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する法律の以下の規定は、憲法に抵触すると宣言される。

—第一二条について、「肯定的な」という文言。

—第一三条について、Iの第二項ないし第七項、II、及び、その結果として、IV。

第二、—裁決理由第二一及び第三一で表明された留保の下、保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する法律第一条、第三条及び第四条、ならびに、第一条及び第一三条のその余の部分は憲法に適合すると宣言される。

第三、—本裁決はフランス共和国官報にて公表される。

右裁決は、二〇〇八年二月二日、憲法院によって審議されたものである。出席者は以下の通り。Jean-Louis DEBRÉ 裁判長, Guy CANIVET, Renaud DENOIX de SAINT MARC, Olivier DUTHILLETT de LAMOTHE,

Jacqueline de GUILLENCHMIDT, Jean-Louis PEZANT, Dominique SCHNAPPER, Pierre STEIN-METZ.

(徳永元)

- (1) Journal officiel du 26 février 2008, p. 3272. Decision n° 2008-562 DC, Loi n° 2008-174 du 25 février 2008 relative à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental.
- (2) 本裁決のこゝには、BONFILS, Philippe, Loi n° 2008-174 du 25 février 2008 relative à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental, RSC, 2008, pp.401 et ss.; JAN, Pascal, Le Président, le Conseil et la Cour, une histoire de Palais de mauvais goût, AJDA, 2008, pp.714 et ss.; LAZERGES, Christine, La rétention de sûreté: le malaise du Conseil constitutionnel, RSC, 2008, pp.731 et ss.; MATHIEU, Bertrand, La non-rétroactivité en matière de rétention de sûreté: exigence constitutionnelle ou conventionnelle?, À propos de la décision n° 2008-562 DC du Conseil constitutionnel, JCF, 2008, pp.165 et ss.他参照。
- (3) 保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する二〇〇八年二月二五日の法律については、井上宣

裕「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する二〇〇八年二月二五日の法律 (Loi n° 2008-174) について」法政研究七七巻四号(二〇一一年) 八三二頁以下、及び、末道康之『フランス刑法の現状と欧州刑法の展望』(二〇一二年・成文堂) 一八六頁以下参照。

(4) 二〇一二年三月三日付 Reims 大学法学部 Martine Herzog-Evans 教授の情報提供に基く。

(5) I の第一項は、移動型電子監視の遡及に関する規定で、I の第二項ないし第七項は、保安監置の遡及に関する手続規定である。

(6) IV は、刑執行中の社会的・保健的ケアの態様を決定するために行われる評価について、遡及適用を認める規定である。